

参考資料 1

H27.6.9 第1回専門部会提示資料

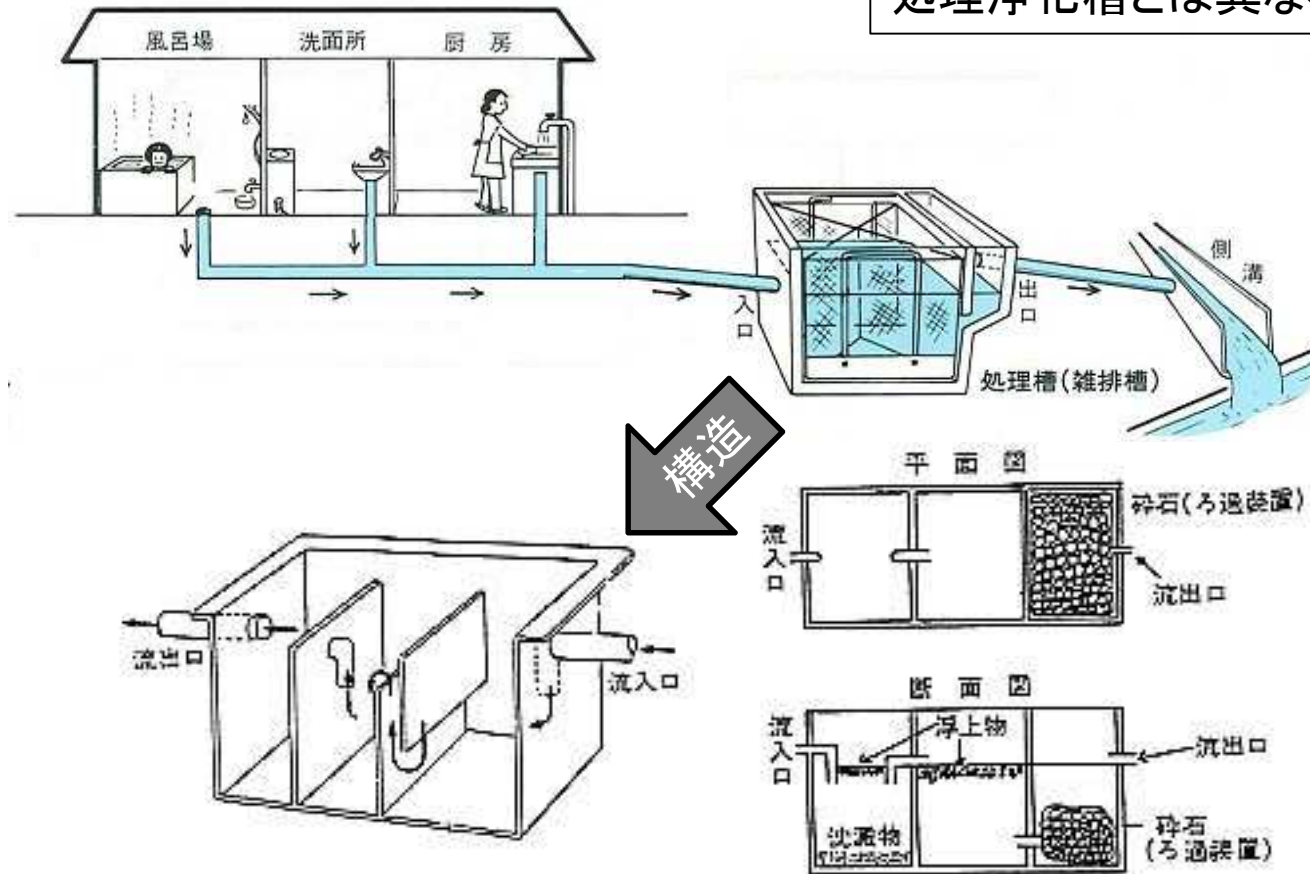
生活雑排水処理手数料の利用者負担の  
在り方を含めた適正な手数料について

環境部生活環境課

# 生活雑排水簡易浄化槽のイメージ

2

《参考比較》し尿も含む合併  
処理浄化槽とは異なる構造



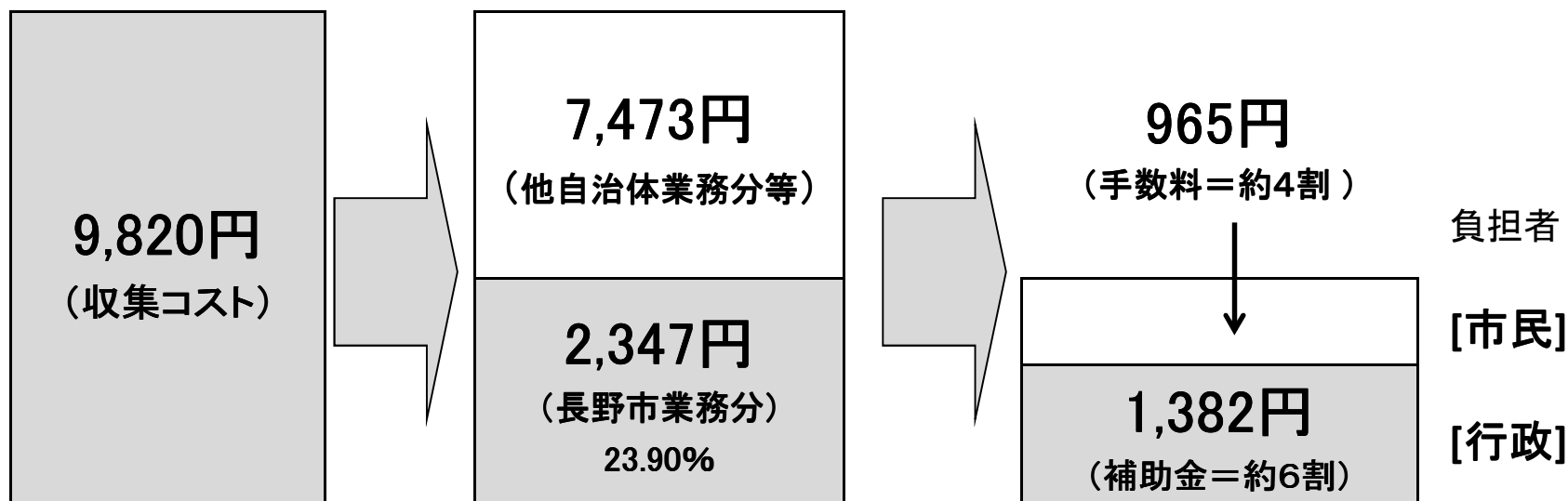
3か月ごと年4回の定期清掃で水環境の保全が図られるもの

# 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業の概要

3

水環境の保全を目的に、簡易浄化槽の定期清掃を促進するため、収集経費の約6割を許可事業者に補助し、残額(約4割)を利用者が手数料として負担している。

簡易浄化槽(標準的容量150ℓ以上200ℓ未満)の例



※補助金を削減した場合、収集コストを確保するため手数料の値上げが必要となる。

# 県内他市の状況①

市名	生活雑排水簡易浄化槽	補助金制度	浄化槽の容量比較	収集経費①+②	内 訳		補助割合(%)	補助内容	補助金支払先
					利用者負担額①	公費補助金②			
1 長野市	有	有	150ℓ～200ℓ	2,347円	965円	1,382円	58.9	従量制	収集事業者
2 松本市★			110ℓ～250ℓ	3,144円	1,944円	1,200円	38.2	定額制110ℓ以下：600円 110ℓ超：1,200円	
3 安曇野市★			150ℓ～250ℓ	2,592円	972円	1,620円	62.5	定額制150ℓ以下：1,080円 150ℓ超：1,620円	
4 伊那市★			300ℓ以下	2,200円	1,700円	500円	22.7	定額制	
5 大町市			300ℓ	2,350円	1,700円	650円	27.7	定額制	
6 千曲市			150ℓ～200ℓ	2,160円	2,060円	100円	4.6	定額制	
7 駒ヶ根市			300ℓ	2,500円	2,140円	360円	14.4	定額制	
8 須坂市		無	150ℓ～200ℓ	2,190円	2,190円	—	—	—	—
9 上田市			18ℓ (200ℓ換算)	181円 (2,011円)	181円 (2,011円)	—	—	—	—
10 飯田市			250ℓ	2,365円	2,365円	—	—	—	—
11 中野市			150ℓ～200ℓ	1,940円	1,940円	—	—	—	—
12 飯山市			100ℓ～200ℓ	2,880円	2,880円	—	—	—	—
13 塩尻市★			200ℓ以下	1,913円	1,913円	—	—	—	—
14 東御市			250ℓ未満	4,500円	4,500円	—	—	—	—
15 小諸市			18ℓ (200ℓ換算)	164円 (1,822円)	164円 (1,822円)	—	—	—	—
16 岡谷市	設置を把握していない	手数料を条例で定めていない。							
17 諏訪市									
18 茅野市									
19 佐久市									

※ ★印の市は公共下水道の供用状況により、利用者負担額に格差を設けている(⇒5ページに詳細)  
《参考》本市と同様の生活雑排水簡易浄化槽の設置を把握している中核市(44市)はゼロ

# 県内他市の状況②

◆公共下水道の供用開始等により、生活雑排水処理手数料の利用者負担額に差を設けている市の状況

市名	公共下水道 水洗化率	適用条件	浄化槽 の容量	収集経費 ①+②	内訳		容量による 加算料金	適用 地区	補助金 の適用
					利用者負担額 ①	公費補助金 ②			
1 松本市	梓川地区 89.4% (全体) 97.9%	供用開始区域内	300ℓ以下	3,900円	2,700円	1,200円	300ℓを超える場合、 その超える50ℓごと に410円を加算	梓川 区域	有
		供用開始区域外		3,576円	2,376円	1,200円			
2 安曇野市	88.8%	供用開始の公示後3年経過	150ℓ 超	2,592円	2,592円	—	250ℓを超える場合、 その超える10ℓごと に86円を加算		無
		供用開始の公示後 3年未満及び区域外		2,592円	972円	1,620円			有
3 伊那市	82.0%	供用開始区域内	300ℓ以下	2,200円	2,200円	—	300ℓを超える場合、 その超える50ℓごと に600円を加算	市内 全域	無
		供用開始区域外			2,200円	1,700円			500円
4 塩尻市	95.8%	供用開始の公示後1年経過	200ℓ以下	1,913円	1,913円	—	200ℓを超える場合、 その超える10ℓごと に95円を加算		—
		供用開始の公示後 1年未満及び区域外		1,645円	1,645円	—			
長野市	94.1%	※公共下水道水洗化率は平成25年度末の数値							

解析パターン1：補助金の有無(伊那市、安曇野市)

解析パターン2：収集経費に格差(松本市、塩尻市)

## 県内他市の状況③(まとめ)

6

### ◆公共下水道の供用状況により、生活雑排水処理手数料 (利用者負担額)に差を設けている4市の状況

#### 1 差を設けた理由

公共下水道の接続促進

#### 2 公共下水道への接続促進の効果

顕著な効果は見られない。

#### 3 対象利用者への周知方法

供用開始の前年度に対象の全世帯にチラシを配布。

#### 4 減免制度

- (1) 生活保護世帯：松本市、塩尻市
- (2) 天災：安曇野市、松本市、塩尻市
- (3) 減免なし：伊那市

# 手数料(補助率)改定に当たっての課題 (公共下水道接続の促進に向けて)

7

- 1 平成26年4月1日に手数料改定実施済  
改定間隔が短い
- 2 利用者への十分な周知(配慮)の必要性  
手数料改定の趣旨(公共下水道への接続促進)に併せて、本市が  
収集経費の約6割相当額を補助金として、収集事業者を支払っている  
状況を説明する。
- 3 公平な対象者の絞込み  
借家人には下水道接続義務なし
- 4 河川の水質悪化の可能性  
手数料の値上がり ⇒ 収集抜取りを取り止める世帯出現の懸念あり